

平成28年 1月 4日  
近 畿 運 輸 局

## 事業者等の皆様へ発注者綱紀保持対策のお知らせ

国土交通省では、公共工事における談合等の不正行為を排除するために様々な取り組みを行ってきましたが、平成17年5月に鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、同年7月に「入札談合の再発防止対策について」を取りまとめました。

また、平成19年3月には水門設備工事をめぐる入札談合に元職員が関与したとして、公正取引委員会から「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）」に基づく改善措置要求がなされました。

これらのことに鑑み、近畿運輸局においても「近畿運輸局発注者綱紀保持委員会」を設置するとともに、「近畿運輸局発注者綱紀保持規程」を定めました。さらに、発注者綱紀保持委員会の審議を経て、職員向け「近畿運輸局発注者綱紀保持マニュアル」を作成すること等により、再発防止に向け全力で取り組んでおります。

### 1. 事業者等の皆様との対応について

近畿運輸局発注者綱紀保持規程に基づき、事業者等の皆様におかれましては、今後、執務室への出入りを制限いたします。それにより、受付カウンターや打合せコーナー等のオープンな場所において対応させていただきます。

さらに、同規程により発注担当職員は事業者等の皆様への対応については、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、なるべく複数の職員により対応させていただきます。

### 2. 事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

事業者等から不当な働きかけがあった場合は、これを拒否し、同規程により記録の上、公表いたします。

皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。